

令和4年度 第1回 二宮町下水道運営審議会次第

日 時 令和4年11月25日(金)
午前10時00分～

場 所 二宮町役場 第一委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 令和3年度二宮町下水道事業の決算状況について

資料1-1

資料1-2

(2) 二宮町下水道事業の公営企業会計移行について

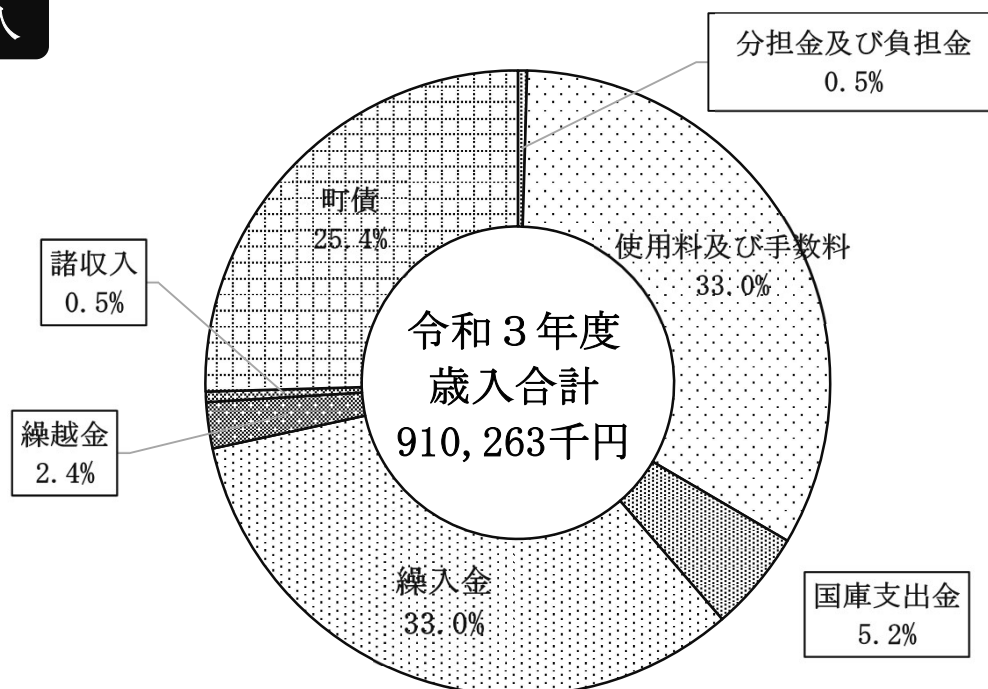
資料2

(3) その他

4 閉 会

令和 3 年度下水道事業特別会計の決算状況

歳入

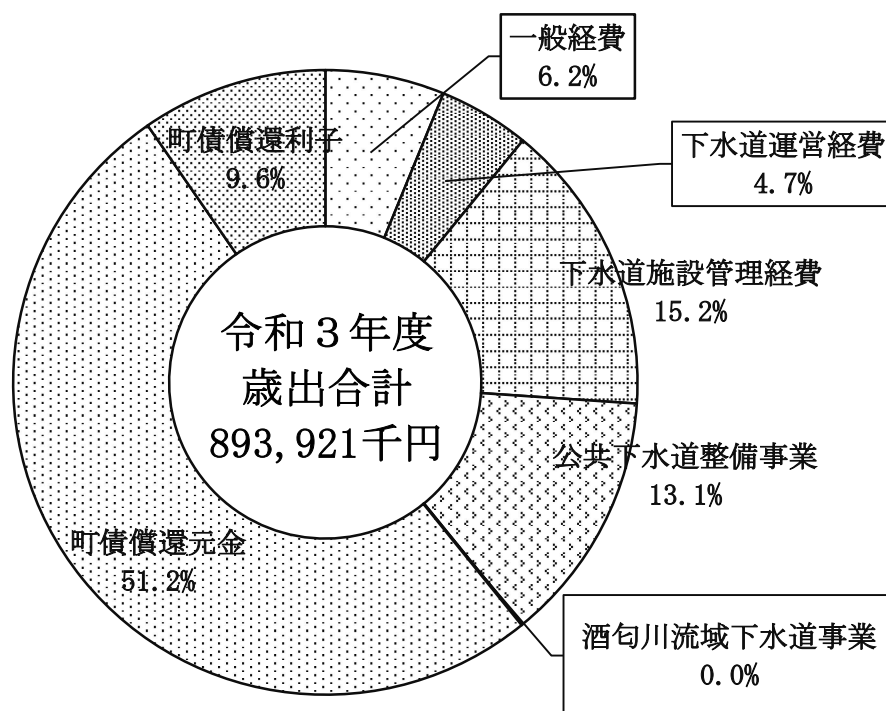


※グラフ中の割合は小数点第2位を四捨五入して表示しています

歳 入			
	令和 3 年度	令和 2 年度	増減
分担金及び負担金	4,341 千円	10,846 千円	△6,505 千円
使用料及び手数料	300,011 千円	303,520 千円	△3,509 千円
国庫支出金	47,500 千円	50,000 千円	△2,500 千円
繰入金	300,031 千円	297,183 千円	2,848 千円
繰越金	21,786 千円	11,917 千円	9,869 千円
諸収入	4,994 千円	3,138 千円	1,856 千円
町債	231,600 千円	233,600 千円	△2,000 千円
歳入合計	910,263 千円	910,204 千円	59 千円

歳入について、分担金及び負担金は、対象面積の縮小により減少しました。使用料及び手数料は、有収水量が増加し、現年分の調定額は増加しましたが、出納整理期間内に入金確認できた収納額は微減となりました。国庫支出金や町債は事業費の減に伴い減少しました。一般会計からの繰入金は、前年度より微増となりました。

歳出



※グラフ中の割合は小数点第2位を四捨五入して表示しています

歳出			
	令和3年度	令和2年度	増減
一般経費	55,165千円	53,491千円	1,674千円
下水道運営経費	42,279千円	25,156千円	17,123千円
下水道施設管理経費	135,667千円	109,090千円	26,577千円
公共下水道整備事業	116,697千円	149,127千円	△32,430千円
酒匂川流域下水道事業	442千円	558千円	△116千円
町債償還元金	457,596千円	454,877千円	2,719千円
町債償還利子	86,075千円	96,119千円	△10,044千円
歳出合計	893,921千円	888,418千円	5,503千円

歳出について、総額は前年度より増加しました。下水道運営経費は、地方公営企業法適用支援委託料と消費税納付額の増から増加しました。下水道施設管理経費は、新規のストックマネジメント計画に伴う汚水幹線等調査委託料などで増となりました。公共下水道事業費は、汚水枝線工事費の減少や前年度実施の事業計画変更委託料がなかったことで大きく減となりました。町債償還費は、元利均等払いの償還年次の進行に伴い、元金が増加、利子が減少となり、差引で減となっています。

合計

翌年度への繰越額			
	令和3年度	令和2年度	増減
歳入合計 (A)	910,263千円	910,204千円	59千円
歳出合計 (B)	893,921千円	888,418千円	5,503千円
翌年度繰越金 (A - B)	16,342千円	21,786千円	△5,444千円

令和3年度決算状況について

1. 総評

令和3年度の下水道事業特別会計決算額は、歳入が9億1,026万3千円、歳出が8億9,392万1千円となり、差引1,634万2千円が令和4年度へ繰り越されました。

事業の運営に係る管理・経営分野の収支について、下水道運営経費では継続事業となる地方公営企業法適用支援委託料が進捗に応じた年割額の差による増、消費税の納付額が増となったことなどにより増加しました。下水道施設管理経費では、ストックマネジメント計画に基づいた汚水幹線などの管路調査が、令和3年度から新規に実施したことによる委託料が生じたこと、酒匂川流域下水道維持管理負担金が前年度と比較して増となったことから増加となりました。

以上のことにより、運営経費、施設管理経費を合わせた総額は、前年度より増加しています。

これら経費の主な財源となる下水道使用料は、前年度から微減となりました。

上下水道料金一括徴収を委託している県企業庁に4月末までに入金した分が、5月末までの出納整理期間に町に入金され使用料収入となります。令和2年度（前年度）の4月末の曜日配列の関係などから収納率が例年より高く、令和3年度に滞納繰越分としての歳入が少なかったことなどによる影響と考えます。

一方で、新規の管路整備など投資分野の収支については、公共下水道整備事業費が前年度から減となりました。新規の汚水枝線工事費が前年度より縮減し、前年度に実施した事業計画変更委託料の差などから大きく減となりました。

事業費に対する財源の内訳では、整備の進行に伴って対象となる範囲が減少したため、国庫補助金や受益者負担金などが前年度から減となり、町債の借入も減となっています。

2. 各費目の概略

- **分担金及び負担金**
整備の対象となった土地の所有者等に負担していただき、主に下水道整備の財源となる受益者分担金と受益者負担金の合計です。
- **使用料及び手数料**
使用料は、汚水の処理費として各家庭や事業所から納付された下水道使用料です。手数料は、設備業者が町内で下水道への接続工事を行うための登録費用です。
- **国庫支出金**
下水道整備の財源として国から交付される補助金です。
- **繰入金**
一般会計から下水道事業の財源に充てるための資金です。
- **繰越金**
前年度（令和2年度）の歳入合計と歳出合計の差引により繰り越されたものです。
- **諸収入**
他の歳入項目に分類されない収入の合計です。
- **町債**
事業の実施、運営の財源として外部から借り入れた資金です。
- **一般経費**
職員の給与や諸手当など、主に人件費に係る支出です。
- **下水道運営経費**
事業の運営に伴い発生する事務的経費です。下水道使用料の徴収に係る委託料、公営企業として税務署へ納付する消費税などが含まれます。
- **下水道施設管理経費**
管渠、マンホールポンプなどの保守や管理に係る経費、処理場の管理のために町が負担する酒匂川流域下水道維持管理負担金を合計した費用です。
- **公共下水道整備事業**
下水道施設を整備するための投資費用です。管渠などの工事費と、実施のために必要な調査費、設計委託費などが含まれます。
- **酒匂川流域下水道事業**
酒匂川流域下水道事業で実施する処理場などの整備に関して、町が負担する建設事業費負担金による支出です。
- **町債償還元金**
これまでに借り入れた町債の償還に係る支出のうち元金分です。
- **町債償還利子**
これまでに借り入れた町債の償還に係る支出のうち利息分です。

二宮町下水道事業の地方公営企業法適用について

1. 地方公営企業法適用の背景

(1) 二宮町の下水道事業について

本町の下水道事業は、酒匂川流域関連公共下水道として平成2年に事業認可を取得し、平成3年より下水道施設の建設に着手しました。その後、快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全を目指し、鋭意整備を進め、令和3年度末の整備面積は416.5ha、下水道の人口普及率は90.4%に達しています。

下水道施設は老朽化が進んでいくことから、管路内を点検し、改築・修繕を行っていく必要があります。

これらの事業を並行して進めていく必要がある一方で、人口減少や節水型機器の普及により下水道使用料収入が伸び悩むとともに、これまでの下水道施設整備のために借り入れた町債の返済が経営を圧迫するなど、経営状況が厳しくなると予想されます。

これらの現状により、下水道施設の整備や改築・修繕へ投資をしつつ、将来にわたって、安定した住民サービスが可能な下水道事業経営を持続していくため、経営状況を明確に把握し、それに基づいた戦略的な経営を行うことができる企業会計方式を導入する必要性が高まっております。

また「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月25日付総務大臣通知）」では、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、全ての下水道事業は令和5年度末までに地方公営企業法の適用を行うことが強く要請されています。

このような背景より、本町の下水道事業は令和2年度より準備を進め、令和5年4月に地方公営企業法を適用し、現在の官公庁会計方式から、企業会計方式へ移行することといたしました。

(2) 地方公営企業法の適用

「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成 31 年 1 月 25 日付総務大臣通知）」では、令和 5 年度末までを拡大集中取組期間とする公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが示され、人口 3 万人未満の公共下水道は令和 5 年度末までに地方公営企業への移行（地方公営企業法の適用）を行うことが要請されています。

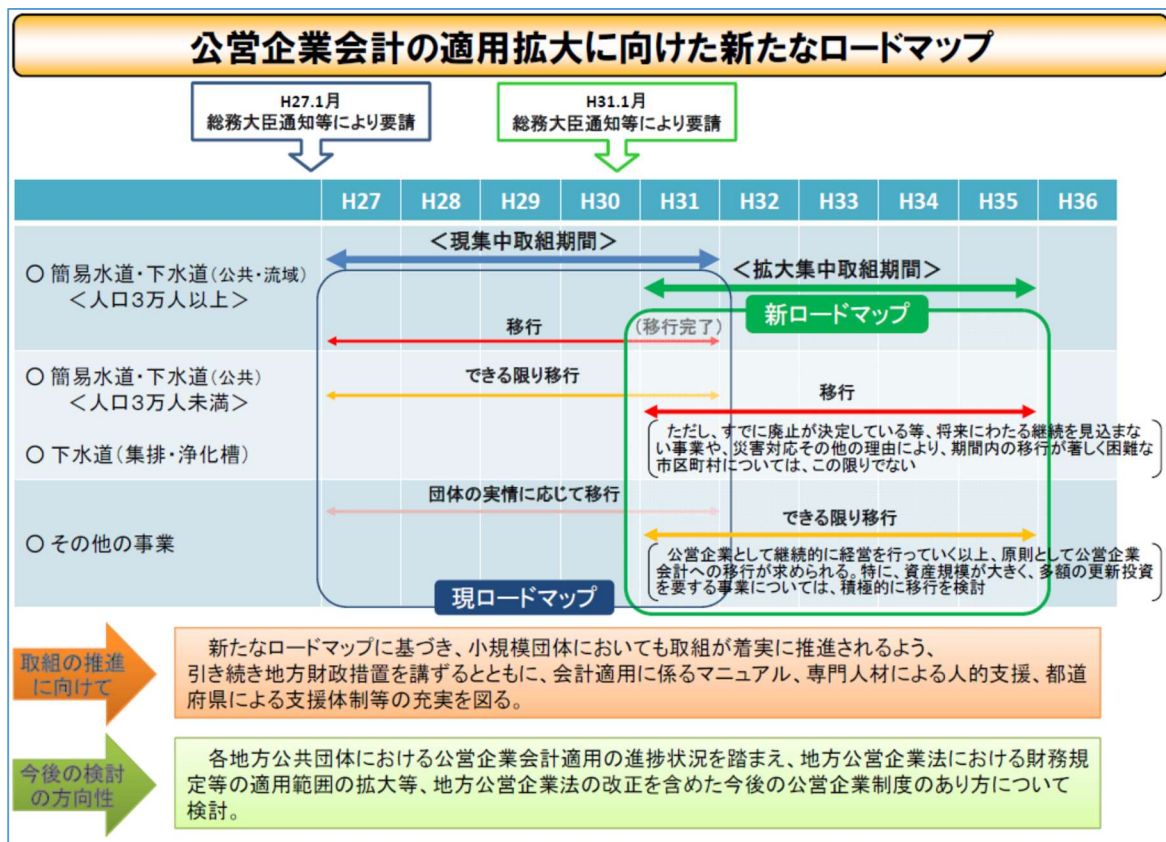


図 1 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

出典：公営企業会計の適用の推進：総務省

2. 二宮町下水道事業地方公営企業法適用について

本町の下水道事業についても、地方公営企業法を適用するために、以下の項目について、移行準備を進めています。

<表1 二宮町下水道事業 法適用について>

区 分	法適用の概要
(1)法の適用時期	令和5年4月1日
(2)法適用対象事業	公共下水道事業
(3)法の適用範囲	一部適用（財務適用）
(4)管理者設置の有無	設置しない（町長が権限を有する）
(5)法適用後の運営体制	上水道事業など、他の公営企業がないため、 公共下水道事業単独での運営

(5) 法適用後の運営体制…

- ・ 下水道事業は本町都市部下水道課が運営
 - ・ 上水道事業は神奈川県県営水道が運営
- ⇒上下水道事業の組織統合は生じないため、**公共下水道事業単独での運営**とします。

3. 地方公営企業法適用の概要

(1) 地方公営企業法適用の意義・目的

下水道事業は、事業規模の大きさから地方公共団体の財政運営に与える影響が大きく、行政改革や財政健全化に取り組む中では、経営基盤の強化が急務となっています。一方、下水道施設は、住民の恒久的な財産であり、適正に維持しつつ、その利用に供していかなければなりません。

厳しい財政状況の下で、健全な事業運営を確保していくためには、経営状況を正しく捉え、内部的にはもとより、利用者に対しても理解を求めていく必要があります。

そのために、事業の経営成績や財政状況を明確に把握することが可能な経理方式、すなわち、発生主義に基づく複式簿記の手法によって経理する「企業会計方式」を採用することが有効と考えられています。以上より、地方公営企業法を適用する目的は、長期的に安定した下水道サービスの提供を実現するため、「経営基盤の強化」、「持続可能な事業運営の確立」を図ることにあります。

(2) 今後の課題

長期的に安定した下水道事業経営を実現していくための課題です。

<表2 二宮町下水道事業の課題>

考えられる問題点	課題
下水道管路等施設の老朽化	【下水道施設の適切な維持管理】 下水道施設の整備や改築・修繕
人口減少や節水型機器の普及などにより 下水道使用料収入が伸び悩む	【経営状況の安定】 将来にわたり、安定した町民サービスが 可能な下水道事業経営
整備で借入れた町債返済が経営を圧迫する など経営状況が厳しい	

(3) 法適用の効果

町下水道事業における法適用の効果を表3に示します。

<表3 法適用の効果>

項目	法適用の効果
① 経営基盤の 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損益取引と資本取引の区分により経営状況を的確に把握することができる。 ・ 固定資産管理の適正化により、資産の状況が経理上明確となる。 ・ 資産と財源（負債、資本）のバランスが明確になり適切な世代間負担や財務安全性が検証でき、経営分析を通じて経営健全化を図ることができる。
② 維持管理時代に合致した経営体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設を社会資本ストックの一部と認識し、的確な維持管理を行うため、企業会計方式に移行することにより資産の状況とその資金回収の割合等が経理上明確となる。
③ アカウンタビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法適用により、事業の経営状況の正確な把握が可能となり、負担と受益の関係もわかりやすくなるため、住民の理解の深まりが期待できる。

(4) 全部適用と一部適用の違い

地方公営企業法により、事業ごとに適用範囲が異なります。

<表4 地方公営企業法に定める対象事業と適用範囲>

事業の種類	当然適用	任意適用
水道事業（簡易水道を除く） 工業用水道事業 軌道事業 自動車運送事業 鉄道事業 電気事業 ガス事業	規定の全部	
病院事業	財務規定等	財務規定等を除く規定
その他の事業 （主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業）		規定全部もしくは財務規定等

※下水道事業は「その他の事業」に区分される「任意適用事業」であり、適用範囲も任意です。

<表5 全部適用と一部適用の比較>

項目	全部適用	一部適用
適用条項	地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。 ◆組織（第2章7～16条） ◆財務（第3章17～35条） ◆職員（第4章36条～第5章39条の3）	地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。 ◆財務（第3章17～35条）
財務規定	公営企業の経理手法による	公営企業の経理手法による
組織体制	◆専任の企業管理者を置く （置かないのも条例で可、その場合は、自治体の長が管理者） ◆独立性の高い組織になる ◆企業管理者は、予算案の作成、決算の調製、職員人事、契約等の権限を有する。 ◆一部の権限は自治体の長に留保される	◆管理者の権限は自治体の長が行う。
職員の身分	◆企業職員として地方公営企業法、地方公営企業労働関連法の適用を受ける。 ◆労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。 ◆政治的行為の制限がない。	◆一般行政職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。 ◆政治的行為の制限がある。
経営上の特徴	◆議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる。	◆財務規定の適用により、経理内容が明確となる。 ◆組織的には一般行政の一部であり、責任および権限は限られる。

○法適用後も現状の職員数で運営していくうえでは、会計管理者への事務委任等が可能な一部適用が望ましい。

4. 法適用前後の相違点

法適用前後の相違点について下記の表6へ概要を示します。

＜表6 会計方式の主たる相違点＞

区分	法適用前（官公庁会計）	法適用後（公営企業会計）
収支区分	歳入と歳出のみの表現であり、企業として経営見通しが不明確	収益的収支と資本的収支に区分され、経営や財務の状況が明確に表現される
経理方法	単式簿記	複式簿記
経理認識	現金主義	発生主義
資産把握	なし	減価償却の導入（資産管理の導入）
出納整理期間	翌年度の5/31までの予算執行が認められている。	なし
予算	議決	適用前と同じ
決算	議会の認定	適用前と同じ
契約	予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負は議決が必要	金額に関わらず議決は不要
財産の取得・処分	予定価格700万円以上の不動産（土地については1件5000平方メートル以上）・動産の買入等は議決が必要	金額・面積に関わらず議決は不要
財政状況の公表	上半期・下半期ごとにホームページで公表	適用前と同じ
根拠となる法令	地方自治法	地方公営企業法

5. 「二宮町下水道事業の設置等に関する条例」を 定める必要性

地方公営企業法を受ける公営企業においては、地方公営企業法第2条第3項に基づき、条例で定めるところにより、地方公営企業法の全部又は一部を適用することができるかとされています。

地方公営企業法 第2条第3項 抜粋 (この法律の適用を受ける企業の範囲) ・(前略)・地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例・(中略)・で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

○この条文に基づき、地方公営企業を適用するにあたり「事業の設置等に関する条例」を定めます。



☆令和4年第3回定例会に「二宮町下水道事業の設置等に関する条例」を上程し、可決されました。条例の施行日は令和5年4月1日のため、令和5年度の事業から適用となります。

以上

二宮町下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づき、二宮町下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域、計画人口及び計画汚水量は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画によるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(職員の賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (2) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (3) 法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること。

（業務状況説明書類の作成）

第9条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（二宮町下水道事業特別会計条例の廃止）

2 二宮町下水道事業特別会計条例（平成4年二宮町条例第10号）は、廃止する。